

平成28年1月13日

日本放送協会に対する平成27年度テレビ国際放送の  
実施要請の変更について  
(平成28年1月13日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

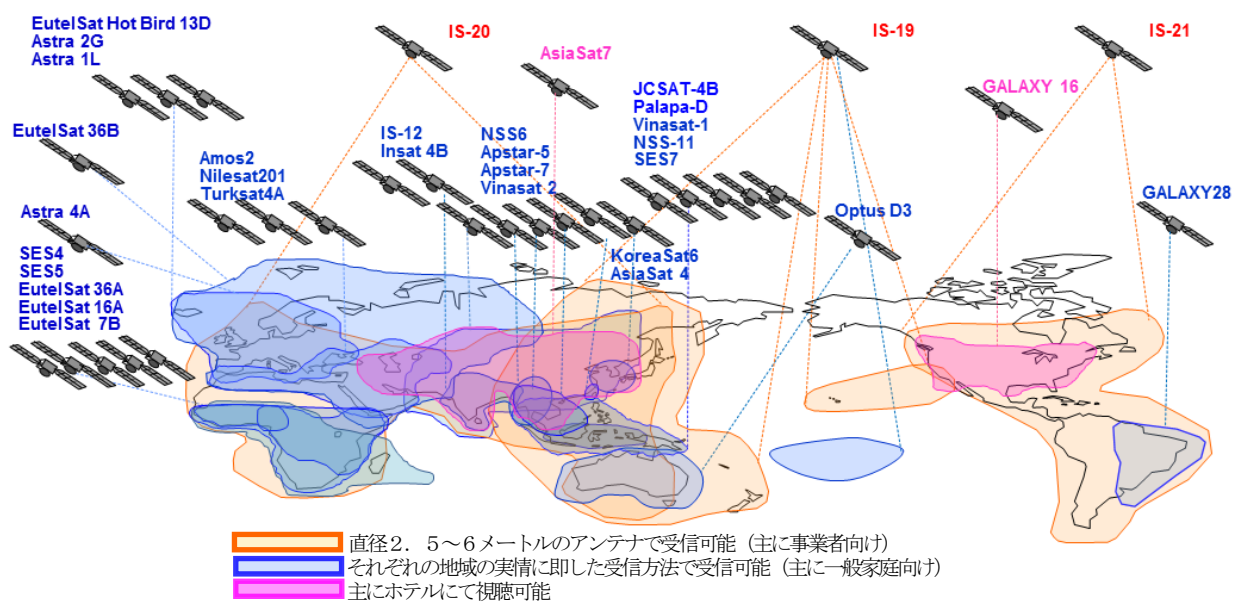
(岩坪課長補佐、根岸係長)

電話：03-5253-5798

## 日本放送協会に対する平成 27 年度テレビ国際放送の実施要請の変更について

### 1 外国人向けテレビ国際放送の現状

- (1) 放送時間：1 日 2 3 時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて 2 4 時間）
- (2) 放送区域：北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州
- (3) 使用言語：英語
- (4) 受信方法：衛星のほか、CATV などでも視聴が可能。



### 2 要請放送制度

放送法第 65 条第 1 項の規定に基づき、NHK に対して、必要な事項を指定して、国際放送を行うことを要請し、費用は、放送法第 67 条第 1 項の規定に基づき、国が負担する。

### 3 実施要請の変更のポイント

- (1) 平成 27 年度実施要請の内容のうち、放送事項、放送区域及びその他必要な事項は、変更なし。平成 27 年度補正予算により「4 国の費用負担等」の一部を変更。
- (2) 追加交付金額は、約 1.0 億円（平成 27 年度当初予算（テレビ）は、25.8 億円）。
- (3) 実施要請の変更の内容は別紙（新旧対照表）のとおり。

以上

# テレビ国際放送の実施要請に係る国の予算

## ○ 平成26年度補正予算

テレビ国際放送 約3.9億円

（約2.9億円：多言語化実証  
約1.0億円：プロモーション）

⇒ スペイン語字幕  
付与による  
多言語化実証

## ○ 平成27年度当初予算

テレビ国際放送 約25.8億円

（ラジオ国際放送 約9.6億円）

+

## ○ 平成27年度補正予算(案)

テレビ国際放送 約1.0億円

（多言語化の実証）

⇒ スペイン語字幕  
付与の継続を  
想定

## ○ 要請書の変更(追記)

### 4 国の費用負担等

(1)この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成27年度予算(平成26年度補正予算を含む。)及び平成27年度補正予算)において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

新旧対照表  
 (平成27年度テレビ国際放送の要請 (変更前・変更後))

変更前	変更後
<p>放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	<p>放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、「平成27年度におけるテレビ国際放送の実施について(要請)」(平成27年4月9日付け総情国第19号-2-2)のうち、4の(1)を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>
<p>1 放送事項          放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。          (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項          (2) 国の重要な政策に係る事項          (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項          (4) その他国の重要事項</p>	<p>1 放送事項          (同左)</p>
<p>2 放送区域          北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>	<p>2 放送区域          (同左)</p>
<p>3 その他必要な事項          (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。          (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。          (3) 用いる言語は、英語とすること。他の言語を併せ用いることができる。また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。          (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態を踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。          (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>	<p>3 その他必要な事項          (同左)          (同左)          (同左)          (同左)          (同左)</p>
<p>4 国の費用負担等          (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成27年度予算(平成26年度補正予算を含む。))において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。          (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月9日から平成28年3月31日までとする。</p>	<p>4 国の費用負担等          (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成27年度予算(平成26年度補正予算を含む。))及び平成27年度補正予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。          (同左)</p>

# 日本放送協会に対する平成27年度テレビ国際放送の実施要請の変更について

(参考資料)

<b>要請放送制度の概要と経緯</b>		
要請放送制度の仕組み	-----	1
<b>過去の要請書</b>		
平成27年度におけるテレビ国際放送の実施について(要請)	-----	2
<b>関係法令</b>		
放送法 抜粋	-----	5

平成28年1月13日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

# 要請放送制度の仕組み

NHK

ラジオ国際放送  
『NHKワールド・ラジオ日本』  
=国際放送

テレビ国際放送  
『NHKワールドTV』  
=協会国際衛星放送

応諾する場合  
要請放送を実施

国

総務大臣

電波監理審議会諮問  
(放送法第177条第1項第2号)

要 請  
(放送法第65条第1項)

国

要請放送の実施にかかる費用負担 (放送法第67条第1項)

## 国際放送等の実施の要請

### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第67条 第65条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第65条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内  
でなければならない。



総情国第19号-2-2

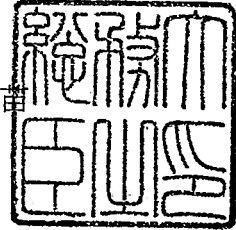
平成27年4月9日

日本放送協会

会長 梶井 勝人 殿

総務大臣

山本 早苗



平成27年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。他の言語を併せ用いることができる。  
また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態を踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成27年度予算（平成26年度補正予算を含む。））において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月9日から平成28年3月31日までとする。

以上



(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第180条の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条から第99条まで）の規定にのっとり行われます。

- 2 この処分については、放送法第180条の規定に基づき、電波法第7章の規定が準用されるため、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## ○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

### （定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

## (目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

## (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

## (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり

、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

### （国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して 国際放送又は 協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

### （国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う 国際放送又は 協会国際衛星放送に要する費用 及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用 は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行なければならない。

### （放送番組の編集等）

第八十一条 （略）

2・3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。
- 6 (略)

#### (電波監理審議会への諮問)

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
  - 二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分
  - 三～五 (略)
- 2 (略)